

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.18

山形県

補助金等

支援の名称	<b>がけ地近接等危険住宅移転事業</b>
制度の趣旨・背景	災害危険区域、がけ地区域又は土砂災害特別警戒区域内に存する住宅の移転を促進し、がけ地の崩壊等から住民の命を守ることを目的として、移転者に対し、国・県及び市町村が協調して補助金を交付するものです。
制度の内容	<p>○概要 災害危険区域等から移転する者に対し、当該危険住宅の除却費の一部、住宅の建設・購入費の一部及び土地購入費の一部を補助します。</p> <p>○補助限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険住宅の除却等に要する経費のみへの補助 1戸当たり 975 千円</li> <li>危険住宅の除却等及び危険住宅に代わる住宅の建設費への補助 1戸当たり 4,225 千円</li> <li>危険住宅の除却等及び危険住宅に代わる住宅の建設費・土地購入費への補助 1戸当たり 5,185 千円</li> </ul> <p>※それぞれの経費の1/2を国が、1/4を県と市町村がそれぞれ補助</p> <p>○実績 R4年度 除却：2件、建物：1件、土地：1件 累計 除却：1,078件、建物：976件、土地 411件（S49～R4）</p>
対象となる方	災害危険区域、がけ地区域又は土砂災害特別警戒区域内にある住宅を移転する者
問い合わせ先など	<p>○所管部署 山形県 県土整備部 建築住宅課 TEL：023-630-2640 E-mail：<a href="mailto:ykenchiku@pref.yamagata.jp">ykenchiku@pref.yamagata.jp</a></p>